

「外国人技能実習制度事業の進化し続ける解体新書」企画
参加会員（コミュニティ）規約

第1条 名称

当企画の名称は「外国人技能実習制度事業の進化し続ける解体新書」とします。以下本規約では、「本コミュニティ」と称します。

第2条 趣旨

本コミュニティは、外国人技能実習制度を主とした、外国人労働者に関わる全ての事業に従事する一個人を対象とし、その全ての方に、社会的に健全な笑顔と感謝を溢れさせることを趣旨とします。

またそのためにも、時代の変化に対応できる、会員個々の更なる成長を相互に促すことを目的とします。

第3条 主催者

本コミュニティの主催者は、元技能実習生監理団体職員こと、高井修一（法人名：国際人財支援機構株式会社）とし（以下、主催者という）、協力関係者と協議の上、誠実かつ真摯な姿勢で、本コミュニティの発展向上に努めるものとします。

第4条 協力関係者

主催者が打診し、以下について承諾を得た方を協力関係者（以下、協力関係者という）として、参加いただくものとします。

なお、協力関係者は諸事情に応じて増減することがあります。

協力関係者対象：

『本コミュニティの趣旨に強く賛同いただき、そのうえで責任をもって、会員を健全かつ適正な成長へと導く助言、指導、支援を実施いただける方』

第5条 会員

会員とは、本規約を理解し承諾のうえ、主催者が別に定める手続に従い会員登録を申請し、本コミュニティの活動への参加費（ご支援金）をお支払いいただいたうえで登録完了した特定の一個人の方となります。

また、同時に定められた期日の間、会員としての資格を有します。

会員は趣旨の目的と本コミュニティの性質上、基本的に特定の一個人を対象としておりません。

よって、法人名にてのご参加を排除するものではありませんが、あくまで参加資格は特定の一個人を対象とさせていただき、特定された個人は、理由の如何を問わず、参加期間中に他の個人へスイッチすることは不適切と考え、許容するものではありません。

なお、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、あるいはいわゆる「ヘイトスピーチ」等により人権を傷つける行為を行う団体、あるいはこれらの団体に所属したり個人でこれを行う方は、会員になれません。

第6条 会員の義務

会員は、常に真摯かつ誠実に、本コミュニティの趣旨や目指す目的を実現することに寄与する姿勢を持つことが求められます。

第7条 本コミュニティが提供する内容

本コミュニティは、会員に対して以下のことを提供します。

なお、募集参加時の会員区分に応じて、提供範囲が異なる場合があります。

- (1) 外国人技能実習制度事業に関連する提言及び情報まとめ専用サイトの閲覧提供
- (2) 会員間の相互意見交流の場
- (3) 外国人労働者関連情報などの都度の情報提供
- (4) 本コミュニティ主催の有料・無料の各種イベントの開催運営への参画機会

第8条 会員区分

会員区分は主催者が別に定める募集時の案内によって、異なります。

第9条 会員登録手続 および参加費（ご支援金）と参加期限

1. 参加希望者は、第4条にもとづき、主催者が定める手続に従って、参加費（ご支援金）をお支払いいただくことで、会員登録が完了します。
2. 参加費は、本コミュニティを適正管理、維持し、そしてさらに発展していくための、活動経費として使われる活動支援金となります。
3. 参加期限は参加募集時に定める有効期限までとなります。
4. 参加費（ご支援金）については、募集案内時に定め、参加希望者に通知いたします。

第10条 登録事項の変更

会員は、入会時の登録事項入力の際、及びその後も、本コミュニティの利用について届け出た事項が真正なものであることを保証します。また、登録事項に変更が生じた場合には、主催者が指示する所定の手続に従い、これを行うものとします。

第11条 著作権などの権利

本コミュニティに寄せられまた発信共有された情報や、本コミュニティ内で発言された協力関係者や会員の各コメントなどの情報については、それら各種情報の著作権、肖像権、プライバシー権など全ての法的権利は、主催者に所属します。ただし、主催者の許可を得た場合は、その限りではありません。

なお、会員は明らかに主催者の許可を得ていないであろう情報の漏洩が発覚した場合は、速やかに主催者まで通知するものとし、また、主催者は本コミュニティを代表して、情報漏洩先へその削除と秘匿など必要な措置を行うものとします。

第12条 会員登録の抹消

1. 会員が本コミュニティの退会を希望する場合、また参加の有効期限を超えた場合、当該会員の登録抹消は別に定める手続に従って行われるものとします。
2. 本コミュニティは、会員が以下の各号のいずれか一つにでも該当する場合、会員に何ら事前の通知または催告をすることなく会員登録を抹消または除名することができるものとし、その効力は、本コミュニティによる当該会員登録抹消・除名手続が完了した時点をもって生じるものとします。
 - (1) 会員が本コミュニティの趣旨および本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 本コミュニティの名誉を著しく損ねる、もしくは本コミュニティに損害を与える等の行為があった場合
 - (3) 会員が過去に本規約違反をしたことなどにより会員登録の抹消などの処分を受けていることが判明した場合
 - (4) 登録事項について、虚偽事項を記載した場合
 - (5) 第5条に定める会員として不適切と判断した場合
 - (6) その他、主催者が不適切と判断した場合

第13条 退会

会員が本コミュニティの退会を希望するときは、指定の手続きにより、第3条に定める主催者へ、その旨を通知するものとします。

なお、退会の際、会員から受領した会費は、期間途中であっても返金しません。

第14条 禁止行為

会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 偽計もしくは威力により本コミュニティの運営を妨げる行為、または本コミュニティの運営に支障をきたすおそれのある行為
- (2) 本コミュニティまたは会員情報を不正の目的をもって利用または使用する行為
- (3) 他の会員、本コミュニティまたは第三者に対し、迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (4) 本コミュニティ内の文書や画像等に関して、他の会員、本コミュニティまたは第三者の著作権プライバシー権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 会員として有する権利について第三者への譲渡、貸与、担保の設定等の処分をする行為
- (6) 公序良俗に反する行為その他法令に違反する行為、またはそれらのおそれのある行為
- (7) 本コミュニティ内の文書・画像等の各種情報を無断使用・転載する行為
- (8) その他、本コミュニティが不相当と判断する行為

第15条 解散時の残余財産の処分

本コミュニティを解散するときは、主催者が協力関係者と協議の上、剰余金を一括して、類似の目的をもって活動を行う NPO 及びその他の団体に寄付するものとします。

第16条 規約・細則の変更

本規約および細則の内容は、主催者の判断並びに協力関係者との協議や、各種法改正や時代背景などの諸事情により適宜変更されることがあります。変更が行われた場合、当コミュニティは速やかにこれを会員が知ることのできる方法で発表します。

※本規約は平成31年2月1日から実施します。

主催者：元技能実習生監理団体職員 高井修一
協力関係者：カズさん、タモさん、ユウさん、ササさん

以上